

令和5年3月市議会定例会

議 案 参 考 資 料

(条 例 の 一 部 改 正 新 旧 対 照 表)

唐 津 市

目 次

頁

議案第 15 号参考資料	唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表	1
議案第 16 号参考資料	唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部改正新旧対照表	2
議案第 17 号参考資料	唐津市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表	4
議案第 18 号参考資料	唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部改正新旧対照表	5
議案第 19 号参考資料	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	6
議案第 20 号参考資料	唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	10
議案第 21 号参考資料	唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	17
議案第 22 号参考資料	唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表	19
議案第 23 号参考資料	唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表	21
議案第 24 号参考資料	唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表	22

議案第 25 号参考資料	唐津市体育施設条例の一部改正新旧対照表	23
議案第 26 号参考資料	唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正新旧対照表	25
議案第 27 号参考資料	唐津市学校給食センター条例の一部改正新旧対照表	28

議案第 15 号参考資料

唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(152) 略</p> <p><u>(153) 唐津市波戸岬海浜の家条例 (平成 17 年条例第 226 号)</u></p>	<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(152) 略</p>

議案第16号参考資料

唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p style="text-align: center;"><u>唐津市市民センター設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市民センター_____を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 市民センター_____の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市七山市民センター</td> <td>唐津市七山滝川 1254番地</td> <td>旧七山村一円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略	略	略	唐津市七山市民センター	唐津市七山滝川 1254番地	旧七山村一円	<p style="text-align: center;"><u>唐津市市民センター及び出張所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市民センター<u>及び出張所</u>を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 市民センター<u>及び出張所</u>の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市七山市民センター</td> <td>唐津市七山滝川 1254番地</td> <td>旧七山村一円</td> </tr> <tr> <td><u>唐津市湊出張所</u></td> <td><u>唐津市湊町805番地1</u></td> <td><u>湊町、相賀、神集島、屋形石、横野及び中里</u></td> </tr> <tr> <td><u>唐津市切木出張所</u></td> <td><u>唐津市肥前町万賀里川223番地5</u></td> <td><u>肥前町切木、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町万賀里川及び肥前町仁田</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略	略	略	唐津市七山市民センター	唐津市七山滝川 1254番地	旧七山村一円	<u>唐津市湊出張所</u>	<u>唐津市湊町805番地1</u>	<u>湊町、相賀、神集島、屋形石、横野及び中里</u>	<u>唐津市切木出張所</u>	<u>唐津市肥前町万賀里川223番地5</u>	<u>肥前町切木、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町万賀里川及び肥前町仁田</u>
名称	位置	所管区域																							
略	略	略																							
唐津市七山市民センター	唐津市七山滝川 1254番地	旧七山村一円																							
名称	位置	所管区域																							
略	略	略																							
唐津市七山市民センター	唐津市七山滝川 1254番地	旧七山村一円																							
<u>唐津市湊出張所</u>	<u>唐津市湊町805番地1</u>	<u>湊町、相賀、神集島、屋形石、横野及び中里</u>																							
<u>唐津市切木出張所</u>	<u>唐津市肥前町万賀里川223番地5</u>	<u>肥前町切木、肥前町赤坂、肥前町湯野浦、肥前町杉野浦、肥前町中浦、肥前町大浦、肥前町満越、肥前町瓜ヶ坂、肥前町万賀里川及び肥前町仁田</u>																							

	<u>唐津市打上出張所</u>	<u>唐津市鎮西町打上</u> <u>3 2 8 3 番地</u>	<u>野尾</u> <u>鎮西町打上、鎮西町横竹、鎮西町石室、鎮西町加倉、鎮西町高野、鎮西町岩野、鎮西町八床、鎮西町菖蒲、鎮西町早田、鎮西町塩鶴、鎮西町赤木、鎮西町中野及び鎮西町丸田</u>
--	-----------------	--------------------------------------	--

議案第 17 号参考資料
唐津市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

議案第18号参考資料

唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市大志放課後児童健全育成施設</td> <td>唐津市西城内5番26号</td> </tr> <tr> <td>唐津市久里放課後児童健全育成施設</td> <td>唐津市久里1820番地</td> </tr> <tr> <td>唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設</td> <td>唐津市浜玉町浜崎451番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	唐津市大志放課後児童健全育成施設	唐津市西城内5番26号	唐津市久里放課後児童健全育成施設	唐津市久里1820番地	唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設	唐津市浜玉町浜崎451番地	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>唐津市大志放課後児童健全育成施設</td> <td>唐津市西城内5番26号</td> </tr> <tr> <td>唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設</td> <td>唐津市浜玉町浜崎451番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	唐津市大志放課後児童健全育成施設	唐津市西城内5番26号	唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設	唐津市浜玉町浜崎451番地	略	略
名称	位置																						
略	略																						
唐津市大志放課後児童健全育成施設	唐津市西城内5番26号																						
唐津市久里放課後児童健全育成施設	唐津市久里1820番地																						
唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設	唐津市浜玉町浜崎451番地																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
唐津市大志放課後児童健全育成施設	唐津市西城内5番26号																						
唐津市浜崎第1放課後児童健全育成施設	唐津市浜玉町浜崎451番地																						
略	略																						

議案第19号参考資料

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第49条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでな</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号において</u> 同<u>じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでな</p>

い。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図

い。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者_____として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならぬ。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、
_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦

(衛生管理等)

第 14 条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施するよう努めなければならない。

3～5 略

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3～5 略

議案第 20 号参考資料

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章及び第 2 章 略</p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）</p> <p> 第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）</p> <p> 第 3 節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）</u></p> <p>第 4 章 <u>雑則（第 53 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章及び第 2 章 略</p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）</p> <p> 第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）</p> <p> 第 3 節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p> ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 26 条 削除

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 26 条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 略

2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を

提供すること。

2及び3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6～9 略

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこ

提供すること。

2及び3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が児童福祉法第24条第3項 _____ の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者 _____ として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6～9 略

とが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、

第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

議案第 2 1 号参考資料

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p>第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3 略

議案第 2 2 号参考資料

唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は被扶養者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 療育手帳（厚生労働大臣が定めるところにより佐賀県知事が交付する療育手帳をいう。）の交付を受けた者であって、その障害の程度が重度のもの</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>(対象者の特例)</u></p> <p>3 <u>第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、本市に住所を有し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の 3.5 以下の者であって令和 5 年 3 月 3 1 日において受給資格の登録を受けているもの（その保護者が受給資格の登録を受けている者を含む。）で、規則で定める医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者は、対象者とする。ただし、同日後に受給資格を喪失した者を除く。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は被扶養者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の 3.5 以下の者</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>(対象者の特例)</u></p> <p>3 <u>第 2 条の規定にかかわらず、合併前の北波多村の区域に住所を有する者においては、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までの間、対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（1 8 歳未満の児童を含む。）で、規則で定める医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。</u></p> <p><u>(1) 障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者</u></p> <p><u>(2) 知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の 5.0</u></p>

4 略

以下の者

4 略

議案第 23 号参考資料

唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(150) 略</p> <p><u>(151) 唐津市農村集落等活性化施設条例（平成18年条例第40号）</u></p>	<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(150) 略</p>

議案第 2 4 号参考資料

唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(151) 略</p> <p><u>(152) 唐津市みなとまちづくり基金条例（平成 2 0 年条例第 1 6 号）</u></p>	<p>次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1)～(151) 略</p>

議案第 25 号参考資料 唐津市体育施設条例の一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
運動広場及び 運動場	略	略	運動広場及び 運動場	略	略
	唐津市相知天徳の丘運動 公園多目的運動広場	唐津市相知町相知 2 4 0 6 番地 3		唐津市相知天徳の丘運動 公園多目的運動広場	唐津市相知町相知 2 4 0 6 番地 3
	唐津市肥前総合運動場多 目的運動場	唐津市肥前町入野丙 5 6 5 番地 6		唐津市北波多運動広場	唐津市北波多徳須恵 1 3 9 8 番地 4
	略	略		唐津市肥前総合運動場多 目的運動場	唐津市肥前町入野丙 5 6 5 番地 6
略	略	略	略	略	略
別表第 2 (第 8 条、第 15 条関係)			別表第 2 (第 8 条、第 15 条関係)		
1 及び 2 略			1 及び 2 略		
3 運動広場及び運動場使用料			3 運動広場及び運動場使用料		
(1) 専用利用			(1) 専用利用		
ア～ウ 略			ア～ウ 略		
			エ 唐津市北波多運動広場		
区分		金額 (1 時間当たり)			
一般		4 6 0 円			

(2) 略

(3) 夜間照明施設利用

区分		金額（30分当たり）
略	略	略
唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場	略	略
	全面	3, 660円
唐津市肥前総合運動場多目的運動場	半面	1, 380円
	略	略
略	略	略

4～12 略

備考（別表第2共通） 略

生徒・児童

230円

(2) 略

(3) 夜間照明施設利用

区分		金額（30分当たり）
略	略	略
唐津市相知天徳の丘運動公園多目的運動広場	略	略
	全面	3, 660円
唐津市北波多運動広場	全面	930円
唐津市肥前総合運動場多目的運動場	半面	1, 380円
	略	略
略	略	略

4～12 略

備考（別表第2共通） 略

議案第 26 号参考資料

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(報酬の種類)</u></p> <p>第 10 条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動等報酬とする。</u></p> <p><u>(年額報酬)</u></p> <p>第 11 条 <u>団員には、別表第 1 の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の年額報酬を支給する。ただし、年額報酬を受ける団員が下級の職を兼ねる場合は、その下級の職に対する年額報酬はこれを支給しない。</u></p> <p><u>(出動等報酬)</u></p> <p>第 12 条 <u>団員が別表第 2 に掲げる職務に従事したときは、同表に掲げる額の出動等報酬を支給する。</u></p> <p><u>(報酬の支給日)</u></p> <p>第 13 条 <u>年額報酬は、これを 2 分し、9 月及び 3 月の各 15 日に支給する。</u></p> <p><u>2 出動等報酬は、4 月から 9 月までの職務に係る額を 10 月 31 日に、10 月から翌年の 3 月までの職務に係る額を 4 月 30 日に、それぞれ支給する。</u></p> <p><u>3 前 2 項に規定する報酬の支給日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。</u></p> <p><u>4 前 3 項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、報酬の支給日を変更することができる。</u></p>	<p><u>(報酬)</u></p> <p>第 10 条 <u>団員には、別表第 1 の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める報酬額 _____ を支給する。ただし、報酬 _____ を受ける者が _____ 下級の職を兼ねる場合は、その下級の職に対する報酬 _____ はこれを支給しない。</u></p> <p><u>2 報酬の支給については、唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の例による。</u></p>

(費用弁償)

第14条 略

2及び3 略

4 団員が定期船を利用して別表第2に掲げる職務に従事したときは、費用弁償として当該定期船の船賃相当額を支給する。

(支給基準及び支給方法)

第15条 報酬の支給基準並びに報酬及び費用弁償の支給方法については、唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。

(委任)

第16条 略

別表第1 (第11条関係)

区分	年額報酬の額
略	略
班長	37,700円
団員	36,500円
団員(支援団員)	10,950円

別表第2 (第12条、第14条関係)

職務	出動等報酬の額
火災出動又は災害出動	1日の出動時間が4時間を超える場合 日額 8,000円
	1日の出動時間が2時間を超え4時間以内 日額 4,000円

(費用弁償)

第11条 略

2及び3 略

4 団員が訓練等の職務に従事したときは、費用弁償として別表第2の左欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

(委任)

第12条 略

別表第1 (第10条関係)

区分	報酬年額
略	略
班長	21,600円
団員	20,400円
団員(支援団員)	6,120円

別表第2 (第11条関係)

職務	費用弁償額
部長以上が消防団会議等に出席したとき	日額1,200円
出動	1回1,000円
事前訓練	1回500円

備考 団員が定期船を利用して表中に規定する職務に従事したときは、船賃相当

	内の場合	
	1日の出動時間が2時間以内の場合	日額 2,000円
行方不明者の捜索に係る出動	1日の出動時間が4時間を超える場合	日額 4,000円
	1日の出動時間が2時間を超え4時間以内の場合	日額 2,000円
	1日の出動時間が2時間以内の場合	日額 1,000円
警戒に係る出動	日額 1,000円	
団長又は支団長が招集する消防団幹部会議の出席	日額 1,200円	
式典、大会、各種啓発、訓練（式典又は大会に備えた事前訓練を除く。）その他の消防団行事の参加	日額 1,000円	
式典又は大会に備えた事前訓練の参加	日額 500円	

額を加算して支給することができる。

備考 1日のうち複数の区分の職務に従事したときは、従事した職務の区分ごとに
出動等報酬を支給する。

議案第 27 号参考資料

唐津市学校給食センター条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市東部学校給食センター</td> <td>唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9</td> </tr> <tr> <td>唐津市西部学校給食センター</td> <td>唐津市鎮西町打上 2 1 0 8 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	唐津市東部学校給食センター	唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9	唐津市西部学校給食センター	唐津市鎮西町打上 2 1 0 8 番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市東部学校給食センター</td> <td>唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9</td> </tr> <tr> <td>唐津市肥前学校給食センター</td> <td>唐津市肥前町入野甲 2 2 1 7 番地 2</td> </tr> <tr> <td>唐津市鎮西学校給食センター</td> <td>唐津市鎮西町菖蒲 2 2 1 5 番地 9</td> </tr> <tr> <td>唐津市呼子学校給食センター</td> <td>唐津市呼子町殿ノ浦 1 1 3 5 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	唐津市東部学校給食センター	唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9	唐津市肥前学校給食センター	唐津市肥前町入野甲 2 2 1 7 番地 2	唐津市鎮西学校給食センター	唐津市鎮西町菖蒲 2 2 1 5 番地 9	唐津市呼子学校給食センター	唐津市呼子町殿ノ浦 1 1 3 5 番地
名称	位置																
唐津市東部学校給食センター	唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9																
唐津市西部学校給食センター	唐津市鎮西町打上 2 1 0 8 番地																
名称	位置																
唐津市東部学校給食センター	唐津市相知町相知 2 5 3 0 番地 9																
唐津市肥前学校給食センター	唐津市肥前町入野甲 2 2 1 7 番地 2																
唐津市鎮西学校給食センター	唐津市鎮西町菖蒲 2 2 1 5 番地 9																
唐津市呼子学校給食センター	唐津市呼子町殿ノ浦 1 1 3 5 番地																